

意見募集する案の概要等

計画等の案の名称	島田市ネーミングライツ事業実施要綱（案）
趣旨	市が所有する施設や市が実施する事業に愛称を付ける権利（ネーミングライツ）を団体等（ネーミングライツ・パートナー）に与え、その対価により施設等の維持運営と利用者サービスの向上を図ることを目的として島田市ネーミングライツ事業を実施する。
案のポイント	<p>実施にあたり、必要事項を定めた島田市ネーミングライツ事業実施要綱（案）を制定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象施設等 <ul style="list-style-type: none"> 文化施設、スポーツ施設、道路、公園などの市有施設（及びそれらの一部）又はイベントや講座などのソフト事業のうち市が選定するもの 2 ネーミングライツ付与の対価（ネーミングライツ料） <ul style="list-style-type: none"> 施設の利用状況、メディアに取り上げられる頻度などを考慮し、施設等ごとに算定する。 3 ネーミングライツ・パートナーの募集 <ul style="list-style-type: none"> 募集方法は、施設等ごと、必要事項を記載した募集要項を作成し、市のホームページや広報紙等で公募する。応募資格は、法人、その他の団体、若しくはそれらにより構成されたグループ又は個人（団体等）とする。 4 ネーミングライツ・パートナーの選定 <ul style="list-style-type: none"> 審査委員会を設置し、応募の趣旨、愛称、ネーミングライツ料、導入期間等の審査・選定を行い、ネーミングライツ・パートナーを決定する。
論点	対象施設等、ネーミングライツ料の算定、ネーミングライツ・パートナーの募集・選定等の方法について
経緯等	少子高齢化・人口減少の進行による厳しい財政状況の下、財政運営の健全性を保持するため、歳出削減だけでなく、新たな歳入の確保に努める必要があるため。
スケジュール （予定）	平成27年8月17日（月）～9月16日（水） パブリックコメント実施 平成27年9月下旬 ネーミングライツ事業実施要綱制定 平成27年10月以降 ネーミングライツ・パートナーの募集開始
関係法令等	特になし